『Kマスター 民法 I 』(KU18010) 訂正表

2018年7月19日現在 ページ 訂正箇所 訂正内容 掲載日 誤(b) 所有権移転登記<u>より後に抵当権設定登記が</u>なされたとき 債務者 債権者 被担保債権 (抵当権設定者) (抵当権者) ▶ B 抵当権 抵当権 土地 設定登記 所有権 移転登記 抵当権を対抗できない Aの抵当権設定登記が、Cの所有権移転登記よりも後になされた場 合, AはCに対し, 抵当権を対抗できない。 抵当権者は抵当権を対抗できず、新所有者は抵当権の負担のない完 全な所有権を取得する。 P. 264 1行目 2018/07/26 正 (b) 所有権移転登記<u>が先に</u>なされたとき 債務者 債権者 (抵当権者) (抵当権設定者) 被担保債権 **▶** B 抵当権 土地 売却 所有権 移転登記 抵当権を対抗できない BのAに対する抵当権設定が先でも、Cの所有権移転登記が先にな された場合、AはCに対し、抵当権を対抗できない。 抵当権者は抵当権を対抗できず、新所有者は抵当権の負担のない完 全な所有権を取得する。

^{※「}掲載日」は、上掲訂正情報がLECホームページの『公務員 テキスト改訂・修正情報一覧』(http://www.lec-jp.com/koumuin/info/teisei/) に掲載された日付です。